

令和6年度長野市生活困窮者一時生活支援事業 受託者募集要項

1 目的

本事業は、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一時的に宿泊場所の供与、食事の提供等を行い、併せて受託者が自立のために必要な支援を行うことにより、自立の促進を図ることを目的として、以下のとおり委託先を募集します。

2 委託業務名

令和6年度 長野市生活困窮者一時生活支援事業業務委託

3 事業実施地域

長野市内全域

4 事業内容

別添「令和6年度 長野市生活困窮者一時生活支援事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり。

5 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

6 委託料について

(1) 委託料は、宿泊に係る経費については1人1泊あたり5,500円(消費税及び地方消費税を除く。)を上限に毎月支払うものとする。また、医療に係る経費については必要と認めた場合は、実費相当額を別途支払うものとする。各月の支払いは、前月の実施状況報告書の提出後に行うこととする。

(2) 委託料には、宿泊施設において提供される食事の経費を含むものとする。

委託料に含まれない食事及び宿泊に備え付のもの以外の必要な日用品(衣類等)については、本事業で提供できないため、自立相談支援機関が実施する自立相談支援事業において、関係機関との連携等により支援にあたるものとする。

※本件委託契約は、その契約に係る予算が議決となり、4月1日以降で予算の執行が可能となったときに効力が発生します。

7 応募要件

生活困窮者自立支援法施行規則第9条に規定する社会福祉法人、一般財団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他長野市が適当と認めるものであり、次の条件をすべて満たすこと。

- (1) 長野市内に本社、又は事業所を有する者であること。
- (2) 長野市における競争入札参加資格を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等でないこと。
- (6) 市税等を滞納していない者であること。

8 応募について

- (1) 受付期間（令和6年4月登録分）
令和6年3月4日から令和6年3月15日まで
※上記期間後は随時受け付けを行い、翌月以降の登録となります。
- (2) 申請方法
所定の申請書に必要書類を添付して、生活支援課（支援・保護担当）までご提出ください。（郵送も可とします。）
- (3) 提出書類
 - ア 長野市生活困窮者一時生活支援事業実施事業者登録申請書（様式第1号）
 - イ 事業を行う者の登記事項証明書
 - ウ 実施建物等の平面図及び写真
 - エ 事業所概要や組織図など事業の運営体制に関する書類
 - オ その他市長が必要と認める書類

9 審査等

長野市は、参加を希望する事業者から提出した書類を受け、審査を行い、結果について通知いたします。

一時生活支援事業者として、適格であると認められる場合、「長野市生活困窮者一時生活支援事業者名簿」に掲載します。

名簿掲載事業者は、長野市と委託契約を締結して業務を実施します。

10 その他

- (1) 書類作成にかかる費用は、参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載をした場合、又は重大な不備がある場合は無効とします。